

四日市市学校給食センター維持管理・運営モニタリング支援業務委託 仕様書

1 業務の目的

本業務は、四日市市学校給食センター整備運営事業（以下「本事業」という。）を確実に円滑に実施するため、株式会社四日市スクールランチパートナーズ（以下「事業者」という。）が実施する業務について、市の定めるモニタリング実施要領に従い、本事業にかかわる事業契約書、入札説明書、入札説明書等に対する質問及び回答書、要求水準書、基本協定書、提案書類及び設計図書（以下「事業契約書等」という。）と整合しているかの確認や、事業者が提供するサービスが事業契約書等に定める事項に満たない場合、市が改善を命じる等の措置を取る必要がある場合等の支援を行う。

2. 対象地域

四日市市赤水町 地内

3. 対象施設及び施設内容

対象施設：四日市市学校給食センター

施設内容：構造・階数 鉄骨造2階建

供給能力 1日当たり最大9,000食

提供学校 市内全22中学校

4 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

5 業務内容

(1) 事業者提出資料の確認支援

市が事業者から受領した資料を対象として、本事業に関する事業契約書等に齟齬がないか（提出書類内容やスケジュール等）を確認し、その結果を市に報告し、報告の結果、事業契約書等と齟齬がある場合や事業者が提供するサービスが要求水準等に満たない場合は、事業者に求める対応等の検討や、市が改善を命じる等の措置を取る必要がある場合の支援を行う。

事業者からの主な提出書類は以下のとおりである。

提出書類	契約書	提出時期
維持管理・運營業務に関する 年次業務計画書	第 62 条	当該事業年度の初日（初年度は維持管理・運 営開始日）の 2 か月前
維持管理・運營業務に関する 月報	第 63 条	毎月業務終了後翌月 10 日までに提出
維持管理・運營業務に関する モニタリング報告書	第 63 条	毎月業務終了後翌月 10 日までに提出
維持管理・運營業務に関する 年次業務報告書	第 63 条	事業年度終了後当該年度の最終月より 1 か月 以内に提出

（２）施設巡回等による随時モニタリングの支援

事業者の業務不履行又は不完全履行の抑止、並びに原因となりうる要素を早期に発見し、対応することを目的に実施する施設巡回等による随時モニタリングについて、施設及び各種設備・備品等の不具合、故障等を認めた場合の事業者を求める対応等の検討や、市が改善を命じる等の措置を取る必要がある場合の支援を行う。また、事業者より、施設及び各種設備・備品等を修繕・更新する場合や、建物において事故等が発生した場合の報告を受けた場合等について、市が行う確認の支援を行う。

（３）事業契約書等の解釈に関する支援

次の事項について、事業契約書等の解釈の確認、関連資料の作成及び各種協議の支援を行う。

- ① サービス対価の支払い額の確認
- ② 物価変動等によるサービス対価の変更協議
- ③ 第三者への損害賠償が必要な場合の協議
- ④ 不可抗力による損害の発生した場合の事業者との協議
- ⑤ 法令変更があった場合の事業契約書等の変更
- ⑥ 事業者が債務不履行等があった場合のペナルティ等に係る対応
- ⑦ 契約解除及び契約変更する場合
- ⑧ その他必要な場合

（４）事業者との打合せ等への出席

- ① 市と事業者の月例会議（月 1 回）に出席し、市に対して助言等を行う。
- ② 市の求めに応じて、事業者対応等の打合せを行う。（年 6 回程度）

なお、市と打合せを行った場合は、その内容について記録し、随時提出する。

（５）成果品

- ・ 業務報告書（年度ごと） 2 部
- ・ その他必要な資料 2 部

6 委託料の支払い

部分払2回以内及び業務完了払

7 暴力団等不当介入に関する事項

1. 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成20年四日市市告示第28号)第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

2. 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

- ① 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。
- ② 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。
- ③ ①②の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

6 障害者差別解消に関する事項

1. 対応要領に沿った対応

(1) この契約による事務・事業の実施(以下「本業務」という。)の委託を受けた者(以下「受託者」という。)は、本業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「法」という。)に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領(平成29年2月28日策定。以下「対応要領」という。)に準じて、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「社会的障壁の除去のための合理的な配慮の提供」等、障害者に対する適切な対応を行うものとする。

(2) (1)に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領に示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

2. 対応指針に沿った対応

上記1に定めるもののほか、受託者は、本業務を履行するに当たり、本業務に係る対応指針(法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。)に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。